

事業者各位

財政局資産経営部契約課長

## 建設業法施行令の改正に伴う要領等の一部改正について

このことについて、「建設業法施行令の一部を改正する政令」が令和7年2月1日より施行されることから、関連要領等を下記のとおり一部改正しますので、お知らせします。

## 1 改正内容

監理技術者等の専任を要する請負代金額要件や、特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請代金額要件等の改正により、関連条文を改めます。

また、現場代理人の専任を要する請負代金額要件についても同様に改めます。

|   | 対象                             | 現行                       | 改正後                      |
|---|--------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| ① | 監理（主任）技術者及び現場代理人の専任配置を要する請負代金額 | 4,000万円以上<br>(8,000万円以上) | 4,500万円以上<br>(9,000万円以上) |
| ② | 特定建設業の許可、監理技術者の配置を要する下請代金額     | 4,500万円以上<br>(7,000万円以上) | 5,000万円以上<br>(8,000万円以上) |

※（ ）内は建築一式工事の場合

## 2 改正する要領等

①千葉市現場代理人及び主任（監理）技術者の配置に関する事務取扱要領

②千葉市下請負の適正化に関する指導指針

## 3 適用日

契約日にかかわらず、令和7年2月1日以降は全ての工事に適用されます。

## 4 備考

## ○現場代理人の兼任について

特記仕様書にて、4,000万円未満を兼任要件としている工事の現場代理人は、4,000万円以上4,500万円未満の工事を兼任することはできません。

## ○契約済工事の専任技術者を非専任に変更する場合について

金額要件の変更に伴い、専任中の技術者の専任性を緩和させたい場合は、工事の継続性、品質確保等に支障がないことを確認したうえで監督職員と協議を行い、承諾を得てください。

また、専任性を緩和した場合、案件名及び技術者名を、契約課へご連絡ください（TEL:043-245-5088）。

## ○下請業者が主任技術者を置くことを要しない特定専門工事の下請代金額について

本市要領等に改正はありませんが、特定専門工事の下請代金額要件が4,000万円未満から4,500万円未満に改正されますので、ご注意ください。

## 【要領等掲載場所】

千葉市HP 契約課 契約関係規定集のページ

<https://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/shisan/keiyaku/keiyakukakiteisyu.html>

①千葉市現場代理人及び主任（監理）技術者の配置に関する事務取扱要領

②千葉市下請負の適正化に関する指導指針

以上